

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年9月29日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	佐藤周君	2番	青木敬博君
3番	四宮和彦君	4番	長沢正君
5番	大川勝弘君	6番	重岡秀子君

○出席議員 9名

議長	宮崎雅薫君	副議長	中島弘道君
議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	佐藤龍彦君	〃	杉本憲也君
〃	井戸清司君	〃	篠原峰子君
〃	杉本一彦君		

○オブザーバー 2名

議員	石島茂雄君	議員	浅田良弘君
----	-------	----	-------

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	野田昌伸		

○会議に付した事件

- 1 意見書について
- 2 市議会9月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 人事案の取扱いについて
 - (3) 発議案について
 - (4) 意見書の取扱いについて
 - (5) 追加議案の取扱いについて
 - (6) 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
 - (7) 駿東伊豆消防組合議会議員の補欠選挙について
 - (8) その他
- 3 その他

- (1) 次期12月定例会の頭出しについて
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（長沢 正君）開会する。

○委員長（長沢 正君）日程第1、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は3件である。調整が必要な意見書案については、会派提起の意見書案については、提起会派において、意見書提出を求める陳情及び議長提案の意見書案については、私、委員長において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。

まず、〇〇〇〇氏ほか19名から持参により提出された意見書の提出を求める陳情及び議長提案の意見書案に係る調整状況について、事務局長から報告いたさせる。

○事務局長（富士一成君）現在の意見書に関する調整状況について報告する。資料は1ページから7ページとなる。まず、新型コロナワクチン接種の安全性確保と生活再建のための個人給付金等を求める意見書案については、議会の用字例による修文と要望事項の1について、個人給付を一律ではなく、所得減収に応じたものとする、また、現行の支援措置の制度拡充を求める文面とする旨の提案を受け、案文を訂正し、各会派及び会派の所属していない議員の賛同とともに、陳情者にも修正部分の了解を得ているところである。

次に、議長提案のコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案については、要望項目の1及び2において、減収分を国において負担する文面に変更し、5の炭素に係る税金に関する項目を削除したい旨の意見が出されている。最後の5の部分の削除に関しては、現段階においては全会派の合意には至っていない。以上である。

○委員長（長沢 正君）次に、正風クラブから提起された1件の意見書案の調整状況について、青木委員から報告をお願いします。

○2番（青木敬博君）我が会派提出の、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案については、全会派から賛同するとの意見をいただいている。

○委員長（長沢 正君）次に、今定例会に提起された意見書案に対する賛同の可否について、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、全件一括して意見を伺う。また、賛同しない場合は、その理由についてもお願いします。

○2番（青木敬博君）1件目の意見書であるが、賛同する。2件目の議長提案の意見書だが、先日の代表者会議の中で5を削除との意見が出たが、その5を削除しないと提出ができないのな

らば、5を削ることで提出できるようにしたい。これが炭素税を創設することを促してしまうという話であったが、我々はそうは思わないが、提出しないことで伊東市が不利益を被ると思ったので、5を削って提出することでも賛同できる。

3件目の意見書は我が会派が提起会派であるので、賛成である。

- 委員長**（長沢 正君）公明党会派としてであるが、1件目と3件目はこの案で賛成である。2件目の議長提案の意見書については、今、青木委員からもあったが、5を削ってでも国に提出したほうがよいのではないかと思うので、5を削っての案でも賛同できる。
- 3番**（四宮和彦君）我が会派としては3件とも賛同する。議長提案の意見書については、5の炭素税にかかるところは、削除するのであれば削除することでも賛同できる。
- 5番**（大川勝弘君）我が会派は3件とも賛同であるが、先ほどから話題となっている炭素税についてだが、これに関しては、炭素税の創設等は市議会内で決めることではなく、炭素税に対して反対であれば、それに関する意見書などを別に上げる必要があるなど、この意見書とは別に考えていいのではないか。なので5を削らない意見書で賛同する。
- 6番**（重岡秀子君）3件とも賛同する。2件目の意見書の5は特にこだわっていない。5を削ることで全会一致となるならば削ることに賛成する。
- オブザーバー**（浅田良弘君）我が会派は、1件目と3件目は賛同する。2件目の議長提案の意見書だが、5の炭素税については、資源を枯渇させないために必要な税だということは、重々承知しているところであるが、実際にまだ国会でも議論されていない手探りな状況の中で、意見書として提出するのは早いと思っている。炭素税そのものに反対しているわけではなく、まだ決定されていないものを意見書として出すということに疑問を持っているので、5を削除していただければ賛同したいと思う。
- オブザーバー**（石島茂雄君）基本的には3件とも賛同である。5に関してだが、炭素税に反対なので削除したいとの意見であると思っていたがそうではなく、まずは国会が決めることで、各自治体で話す段階ではないと。今後、国で導入が決まる可能性がかなり高いと思っているが、その時に遅れないよう地方自治体として要望を出しておくというのは、私は時期尚早ではないと思う。だが、皆さんがこれを削除して提出するということであれば、そこは私も賛成する。
- 委員長**（長沢 正君）意見調整のため、暫時休憩する。

午前10時 8分休憩

午前10時13分再開

- 委員長**（長沢 正君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ただいまの協議の結果、全ての意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員全

員からの賛同が得られた。議長提案の意見書については、5の炭素に関する税の部分を削除し、上程していくことで調整が図られた。

したがって、全ての意見書案は、最終本会議に提出することといたしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、意見書についてを終了する。

○委員長（長沢 正君）日程第2、市議会9月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから、(4) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）2 市議会9月定例会最終日の運営について説明する。(1) 採決の方法

についてである。資料8ページ及び9ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。

付託案件は、条例3件、単行議案2件、補正予算4件、各会計決算10件の計19件である。

各所管常任委員会において、いずれも原案可決、または認定すべしとの決定をいただいている。

本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第10号 伊東市個人情報保護条例及び伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、市議第11号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例及び市議第17号 令和3年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）以上、条例2件及び特別会計補正予算1件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。3件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市議第10号及び市議第11号の2件を一括で、続いて市議第17号の1件を、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第16号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）及び市議第18号 令和3年度伊東市下水道事業会計補正予算（第1号）以上、特別会計補正予算1件及び企業会計補正予算1件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。2件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第12号 伊東市民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の条例1件については、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第15号 令和3年度伊東市一般会計

補正予算（第3号）については、各所管常任委員会において、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、決算等である。常任総務委員会へ審査を付託した、市認第7号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、市認第8号 令和2年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算、市認第9号 令和2年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算及び市認第11号 令和2年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上、特別会計決算4件については、いずれも全会一致でそれぞれ認定すべしとの決定である。4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は4件一括で挙手による採決をお願いしたい。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市認第6号 令和2年度伊東市競輪事業特別会計歳入歳出決算、市認第13号 令和2年度伊東市下水道事業会計決算、市議第14号 令和2年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び市認第14号 令和2年度伊東市水道事業会計決算、以上、特別会計決算1件、単行議案1件及び企業会計決算2件については、いずれも全会一致で認定または原案を可決すべしとの決定である。4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分けて、まず市認第6号及び市認第13号を一括で、続いて市議第14号及び市認第14号を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市認第10号 令和2年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、市議第13号 令和2年度伊東市病院事業会計資本金の額の減少について、市認第12号 令和2年度伊東市病院事業会計決算、以上、特別会計決算1件、単行議案1件及び企業会計決算1件については、いずれも全会一致で認定または原案を可決すべしとの決定である。3件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分けて、まず市認第10号を、続いて市議第13号及び市認第12号の2件を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

最後に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市認第5号 令和2年度伊東市一般会計歳入歳出決算については、各所管常任委員会において、全会一致で認定すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、従来例に倣い、起立採決による決定をお願いする。

続いて、(2) 人事案の取扱いについてである。資料10ページをご参照願う。市選第1号教育委員会委員任命の同意について、市選第2号 公平委員会委員選任の同意について及び市諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての以上3件の当局提案の人事案については、さきの8月25日（水）に開催した本委員会において説明したとおり、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、それぞれ挙手により、決定をお願いする。

次に、(3) 発議案についてである。資料 1 1 ページをご参照願う。9 月 1 6 日（木）、議長に対し、井戸清司議員ほか 6 名の議員から内部統制整備に関する調査研究特別委員会の設置に関する発議案が提出されている。当局から追加提出されている報告案件及び一般会計補正予算（第 4 号）に引き続き、上程する日程案とし、上程後、提案議員から議案の趣旨等の提案理由をお示しいただき、これに対する質疑の後、討論を経て、挙手による採決をお願いする。

次に、(4) 意見書の取扱いについてである。新型コロナワクチン接種の安全性確保と生活再建のための個人給付等を求める意見書案、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書案、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案の 3 件であるが、先ほどの協議の結果、2 件目の意見書に修正があったが、各会派及び会派に所属していない議員の賛同を得たので、共同提出の議案として、1 件ずつ上程し、申合せにより、質疑・討論を省略し、簡易採決による決定をいただきたいと思います。

続いて、(5) 追加議案の取扱いについてである。本日、当局から、市報第 7 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率の修正について及び市議第 2 0 号 令和 3 年度伊東市一般会計補正予算（第 4 号）が追加提出された。市報第 7 号は国の基金に関する算定上の取扱いが統一化されたことに伴う再算定の報告をする。補正予算は、これまでの国の月次支援金等への市の上乗せ分を補正するものである。本案については、議事日程に組み込み、すべての付託議案の決定の後、上程し、報告は質疑まで、補正予算は即決の取扱いでお願いする。

次に、(6) 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてである。委員会条例第 3 条第 1 項及び第 3 条の 2 第 3 項の規定により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員が本年 9 月 2 9 日をもって任期満了となる。このことに伴い、後任委員の選任を行うこととなるが、大変僭越とは存するが、副議長から辞職願が提出された場合の議事の進め方に関し、ご説明申し上げます。副議長から辞職願が提出された場合には、議会の構成に関わる最優先案件となるので、改めて議会運営委員会に諮ることなく、直ちに日程に追加し、議題とさせていただき、副議長辞職許可、副議長選挙となるので、あらかじめご承知おき願う。

続いて、常任委員会委員及び議会運営委員会の後任委員の選任を行うこととなる。後任委員については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、議長が会議に諮って指名することとなっているが、今回、あらかじめご協議をいただき、内定をいただいた選任案一覧表を議席に配付するとともに、議長において選任案一覧表のとおり決定することを諮り、決定いただくこととしたい。その後、本会議を休憩していただき、各常任委員会及び議会運営委員会を開会し、委員席の指定、正・副委員長の互選、継続調査申出に関する決定をお願いする。なお、副議長選挙については、議長による指名推薦として執り行うこととしたい。

次に、(7) 駿東伊豆消防組合議会議員の補欠選挙についてである。現在、就任している 3 人

の方から、既に9月29日付の辞表が提出されている。これを受け、駿東伊豆消防組合から選挙実施の依頼が通知されていることから、30日の本会議冒頭に選挙を行うので、ご了承願う。

選挙の方法については、これまでの例により、議長による指名推薦としたいと思うので、ご了承願う。

最後に、(8) その他であるが、まず、討論通告についてであるが、討論を行うと決めている議員におかれては、発言通告書の提出をお願いする。

以上で市議会9月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長（長沢 正君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 発議案について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）内部統制整備に関する特別委員会の設置については、発議第何号になるのか。議案番号を教えてください。

○事務局長（富士一成君）発議第3号の予定である。

○委員長（長沢 正君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

発議案については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 追加議案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

追加議案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) 駿東伊豆消防組合議会議員の補欠選挙について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

駿東伊豆消防組合議会議員の補欠選挙については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次に、(8) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおりご了承願う。

そのほかに、9月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、市議会9月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（長沢 正君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 次期12月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）その他の(1) 次期12月定例会の頭出しについて説明させていただく。

資料12ページを参照いただきたい。11月30日（火）開会を提案させていただきたいと思う。告示日は、7日前の11月23日（火）が祝日となることから、11月22日（月）となる。議会運営委員会は11月24日（水）となる。

また、一般質問の通告期限は、申合せにより、定例会第1日目の3開庁日前の正午までとなるので、11月25日（木）の正午までとなる。

最後に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。

以上で、その他の説明を終わる。よろしくご協議のほど、願います。

○委員長（長沢 正君）まず、(1) 次期12月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期12月定例会の頭出しについては、説明のとおり、11月30日（火）とすることに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長沢 正君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

○委員長（長沢 正君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和3年9月29日（水）午前10時32分（会議時間27分）

以上の記録を認める。

令和3年9月29日

委員長 長 沢 正